

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、
平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3465名

被告 関西電力株式会社 外1名

準備書面(41)

令和5年9月15日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小原正敏	
弁護士 田中 宏	
弁護士 西出智幸	
弁護士 神原浩	
弁護士 原井大介	
弁護士 森拓也	
弁護士 辰田淳	

弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	井	上	大	成	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷	健	太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	
弁護士	富	野	聰	史	

第1 はじめに

原告らは、令和5年2月17日付原告ら第99準備書面（以下、「原告ら第99準備書面」といい、他の書面の略称もこの例による）において、要旨、避難計画に従事する地方自治体職員らの被ばく限度線量との関係で、避難計画は実行不可能であると論ずる。

しかしながら、被告関西電力株式会社（以下、「被告」という）準備書面（20）6頁や同（31）4頁で繰り返し述べたとおり、本件のような差止訴訟において検討されるべきは、原告らの人格権等の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かであって、かかる重大事故等の発生を前提とした避難計画の当否については、本件訴訟の検討の対象外になるというべきである。したがつて、原告ら第99準備書面における主張は、請求との関係でそもそも失当である。

それゆえ、同準備書面に対するこれ以上の反論は本来不要ではあるが、以下、念のため、原告ら各主張それ自体の当否を検討し、必要な範囲で反論する。

第2 「第1 自治体職員の被ばくを前提にした住民避難計画は法令上実施不可能であること」に対して

1 原告ら主張の要旨

原告ら第99準備書面の第1における原告ら主張の要旨は、以下のとおりである。

①避難計画に従事する地方自治体職員の被ばく限度は、公衆被ばくの線量限度である年間 1mSv を基準とするほかない（原告ら第99準備書面の第1の2（1））。

②それを前提に、京都府は、緊急時モニタリング要員の原則的な被ばく限度としてこの年間 1mSv を採用しているが、この基準では避難計画は実際には機能しない。一方、舞鶴市は、応急対策活動を実施する職員の被ばく限度として原則

として 50mSv という高線量を採用しているが、このような基準設定には法令上の根拠を欠くという問題がある（同 2（2））。

③また、そもそも、避難計画に従事する公務員やバス運転手等の労働者一般は自らの生命身体を危険に冒すような業務に従事する義務を負わないから、原子力発電所の過酷事故状況下における避難計画への従事を拒否でき、地方自治体等の指示系統を前提とする避難計画は成り立たない（同 3、4）。

④結局のところ避難計画は実行不可能である（同 2、3、4 の各結論部分）。

以下、順次反論する。

2 ①に対して

(1) 原告らは、原告ら第 99 準備書面の第 1 の 2（1）において、放射線業務従事者の線量限度が規定される電離放射線障害防止規則（以下、「電離則」という）は、放射線業務従事者ではない地方自治体職員に対して適用されず、地方自治体職員の被ばく限度に関する法令上の根拠はないとして、地方自治体職員の被ばく限度は、公衆被ばくの線量限度である年間で 1mSv を基準とするほかないと主張する（原告ら第 99 準備書面 2~4 頁）。

(2) しかしながら、地方自治体の職員に対して電離則の直接の適用がないのは原告らの指摘するとおりであるものの、国の定める原子力災害対策における防災業務関係者に関する放射線防護に係る指標、すなわち、緊急事態応急対策に従事する者に関する放射線防護に係る指標において、各地方自治体は、緊急事態応急対策に従事する職員の被ばく限度について、電離則その他を参考としつつ、自らの裁量で定めうるものとされている。よって、こうした枠組みを理解せず、地方自治体職員の被ばく限度は公衆被ばくの線量限度である年間 1mSv を基準とするほかないとする原告らの主張には理由がない。以下、詳述する。

(3) 原子力災害対策指針（丙 442。以下、「原災指針」という）において、緊急事態応急対策に従事する者に関する放射線防護に係る指標については、下記のとおり定められている（同 69 頁）¹。

記

(12) 緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策

① 放射線防護に係る指標

緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）等に規定する緊急作業に従事する者について、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を超えないようにしなければならない。

これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含ま

¹ 令和4年7月改正前の原災指針では、原子力災害時に防災業務に関わる者を「防災業務関係者」とし、緊急事態応急対策における防災業務関係者の放射線防護に係る指標について「防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量ができる限り少なくする努力が必要である」（丙173、67頁）としていたが、令和4年7月改正により、放射線防護対策の対象となる防災業務関係者について、「防災業務関係者」から「被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」と明確化が図られ、また、放射線防護に係る指標についても本文で述べたとおり、緊急作業従事者として被ばく限度等に係る法令の適用を受ける者と受けない者に場合分けするなどの明確化が図られている（丙443、「原子力災害対策指針の改正（防災業務関係者の放射線防護対策等）」33頁、35頁）。

ない。) を参考とする。

ここで、「緊急事態应急対策に従事する者」とは、緊急事態应急対策（原子力災害対策特別措置法 26 条 1 項 1~8 号）に従事する者である（丙 443、33 頁）。

原災指針の上記規定は、緊急事態应急対策に従事する者を、①電離則等の法令に規定する緊急作業に従事する者（例えば、国家公務員一般職に就く者や原子力事業者の従業員が該当する）、②左記法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態应急対策に従事する者（例えば、自衛隊員や警察職員が該当し、原告らが問題視する地方自治体職員もここに該当する）の二者に分類して、それぞれ適用対象となる放射線防護に係る指標（被ばく限度）について定めている。

前者に適用される放射線防護に係る指標には、各法令の定める値が用いられることがとされる。例えば、国家公務員一般職に就く者については、人事院規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）4 条の 2 及び 4 条の 3 において緊急作業に従事する者の被ばく限度は 100mSv 等、原子力事業者の従業員については、電離則 7 条及び 7 条の 2 や実用炉規則²⁷⁹ 79 条等において同作業に従事する者の被ばく限度は 100mSv 等と定められている（丙 443、39 頁）。

後者については、当該者が所属する組織が当該者の活動内容に応じて設定する値が用いられる。設定にあたっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とすることとされており、放射線業務従事者の平時における被ばく限度は、電離則 4 条に規定される 50mSv／年等である。また、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作

²⁷⁹ 正式には、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」である。

業に従事する者の被ばく限度（ただし、特例緊急被ばく限度を含まない）を参考とするとされている。

例えば、自衛隊員については、防衛省防災業務計画（丙 444）において 100mSv とされており³（同 22 頁、丙 443、40 頁）、これは、防衛省が、緊急事態応急対策に従事する者として派遣される自衛隊員について、その者の所属する組織として自らの裁量で、被ばくの可能性がある環境下で想定されるその者の活動内容に応じ、事前に定めたものであるといえる。地方自治体も同様に、所属する自らの職員が被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者として行うことが想定される活動内容に応じて、自らの裁量で放射線防護に係る指標を定めることになる。

この放射線防護に係る指標に関し、原子力規制委員会は、防災業務関係者の放射線防護対策等に係る原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集で寄せられた、「民間のバス会社（避難者用のバス）の運転手の被ばく限度は、・・・ 1mSv を遵守するよう明記してください。」「改正案では『放射線防護に係る指標』を書いています。・・・法令で定められている『放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本』としています。これは 50mSv を参考の基本にするということで、自治体職員等の指標としては高すぎます。」といった意見に対して、「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対しては、当該者の放射線防護の観点のみならず、住民等への防護措置の実施支援等、原子力災害対策の円滑な実施を確保できるよう、適切に放射線防護に係る指標を設定する必要があり・・・人命救助等緊急やむを得ない場合を除き、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応

³ 防衛省防災業務計画では「・・・自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv （ミリシーベルト）を上限とする」と規定されている（丙444、22頁）とおり、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合のことも念頭に置かれているため、緊急作業に従事する者の被ばく限度が参考とされている。

急対策に従事する者の放射線防護に係る指標の設定において、平時の放射線業務従事者の線量限度を参考とすることが適切である」との見解を示している（丙 443、6 頁）。

(4) 以上のとおり、原子力災害対策における、緊急事態応急対策に従事する者に関する放射線防護に係る指標の枠組みにおいて、地方自治体は、自身の職員が緊急事態応急対策に従事する場合の被ばく限度について、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にしつつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者として行うことが想定される活動内容に応じて、自らの裁量で定めることができる。

したがって、地方自治体職員の被ばく限度について、公衆被ばくの線量限度である年間 1mSv を基準とするほかないとの原告らの主張には理由がない。

3 ②に対して

原告らは、原告ら第 99 準備書面の第 1 の 2 (2) において、京都府の基準では避難計画は実際には機能しないというが、その根拠が示されているわけではない。また、原告らは、舞鶴市の基準は法令上の根拠を欠くというが、上記 2 で論じたとおり、当該主張は端的に誤りである。

なお、原告らは、京都府と舞鶴市の間で被ばく限度が「矛盾」しているとも述べているが、上記 2 で述べたとおり、地方自治体は、自身の職員が緊急事態応急対策に従事する場合の被ばく限度について、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にしつつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者として行うことが想定される活動内容に応じて、自らの裁量で定めることができる。しかるところ、原告らの挙げる被ばく限度に関する取り決めは、京都府と舞鶴市の各々が自らの裁量で定めたものであるから、両者が相違するとしても、そのこと自体に問題があるわけではない。

また、原告らは、舞鶴市が定める職員の放射線防護に係る指標の「50mSv の根拠は不明というほかない」と主張するが（原告ら第99準備書面5頁）、舞鶴市は指標を定めるにあたり、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にしている（丙445、「舞鶴市原子力災害時職員行動マニュアル」16頁）。

4 ③に対して

原告らは、前述のとおり、原告ら第99準備書面の第1の3及び4において、避難計画に従事する地方公務員やバス運転手等の労働者一般は自らの生命身体を危険に冒すような業務に従事する義務を負わないから、原子力発電所の過酷事故状況下における避難計画への従事を拒否でき、自治体の指示系統を前提とする避難計画は成り立たないと主張する（原告ら第99準備書面6～7頁）。

しかしながら、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する地方自治体職員やバス運転手については、上記2で述べたとおり、原災指針に基づき、その者の属する組織が、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にして被ばく限度を定めることとされており（丙442、69頁）、また、当該組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならないとされている（丙442、80頁）。

このように、避難計画に従事する公務員やバス運転手は、ただ無条件に高線量の被ばくをする可能性がある状況の下に職務に従事させられるわけではなく、被ばくに係る基準設定や健康管理の配慮の下で職務を遂行することを予定されている。

原告らの主張が、それにもかかわらず、それらの者が、ただ生命身体への危険があるという理由のみをもって職務への従事を拒否する結果、指揮命令系統は機能せず、避難計画は崩壊せざるを得ないと主張しているのだとすれば、そ

のような立論は、消防活動は生命身体への危険がある以上消防士は職務を拒否でき、消防体制は必然的に崩壊すると主張するのと同様、誤りである。

5 ④に対して

以上論じたとおり、避難計画が実行不可能であるとの原告ら主張に理由はない。

6 まとめ

以上より、本項における原告らの主張には理由がない。

第3 「第2 避難計画実施以後のメンタル疾患の恐れ」に対して

1 原告ら主張の要旨

原告ら第99準備書面の第2における原告ら主張の要旨は、以下のとおりである。

①過酷事故後の避難と住民対応によって、地方自治体職員がメンタルを病むことが予測されているにもかかわらず、こうした想定を前提とした計画とはなっておらず、安全配慮義務違反がある。

②そして、現在の避難計画はこうした安全配慮義務違反を前提としなければ成立し得ない（そのように必然的に安全配慮義務違反を含む避難計画には不備があるとの主張だと思われる）。

2 ①に対して

まず、過酷事故時の避難計画が、従事する地方自治体職員がメンタルを病むことを想定していないとの原告ら主張は事実誤認である。すなわち、防災基本計画は、各災害に共通する対策編の災害応急対策編において「惨事ストレス対

策」の項目を設け（乙 88、75 頁（第 2 編 2 章 4 節 5 項））、「搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする」、「消防機関は、必要に応じて、国（消防庁等）に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする」と定めた上で、当該項目は原子力災害対策を含む各災害対策編にも読み込まれている（乙 88、120 頁、296 頁等）。これらのことからも明らかなように、過酷事故時の避難計画は、職員がストレスを受けることを想定し、それに留意している。

また、それゆえ、避難計画には安全配慮義務違反があるとの原告ら主張にも理由がない。確かに、上述の想定・留意にも関わらず、災害応急対策等の実施において地方自治体職員がストレスを受けメンタル疾患となってしまう可能性があること自体は否定できない。しかしながら、そのような可能性があるのは、原子力災害だけではなく、全ての災害に共通である。原告らが、仮に職員がメンタルを病む可能性があることのみを以て安全配慮義務違反を主張しているのであれば、原子力災害以外の全ての防災計画においても安全配慮義務違反が存在することになるが、それは誤りである。

3 ②に対して

また、仮に避難計画に安全配慮義務違反があるとの原告ら主張を前提とし、さらには本書面冒頭記載の差止請求における審理構造の問題を指いて、避難計画の不備それ自体をも差止訴訟の審理対象とする立場を取ったとしても、原告らのいう安全配慮義務違反は、以下に述べるとおり、差止請求を認める理由にはならない。

何故ならば、避難計画の不備が人格権侵害を根拠とする差止請求である限り、原告らのいう安全配慮義務違反が差止めの根拠となるには、同違反が原告らの人格権侵害の具体的危険と、少なくとも何らかの関係を有することが示される必要があるからである。

しかるところ、原告らは、自らの主張する安全配慮義務違反が、どのような形で、いかなる意味で原告らの人格権侵害の具体的危険と関係するのかについて何ら主張しておらず、差止請求を認める理由となりうるものではない。

4 まとめ

以上より、本項における原告らの主張には理由がない。

第4 「第3 被告らの責任放棄の結果であること」に対して

原告ら第99準備書面の第3における原告らの主張は、要旨、①被告は、本来過酷事故発生時の住民の避難を責任を持って行うべきところそれをしておらず、②被告国は避難計画を責任を持って策定すべきところ地方自治体任せにしているが、③こうした被告らの不作為自体が原告らに対する違法行為であるというものである（原告ら第99準備書面10～11頁）。

これはあまりに概括的な主張であり、個別的反論の必要性を認めない。換言すれば、このように漠然とした「不作為」による「違法行為」の存在の主張では、差止訴訟を理由付ける原告らの人格権侵害の具体的危険性が基礎づけられるものではなく、主張自体失当である。

以上